

## II 第2回「問われる戦時性暴力」の放送とその波紋

『ETV2001シリーズ戦争をどう裁くか』の全体的な企画趣旨は、番組中でしばしば説明されたように、20世紀の戦争や地域・民族紛争のなかで起きた人権侵害や残虐行為を、「人道に対する罪」という、近年、国際法が切り開いてきたあらたな枠組みのなかでとらえ直し、平和な未来への道筋を探る、というものであった。

そして、01年1月30日夜放送の2回目「問われる戦時性暴力」は、先の大戦中に旧日本軍が関与した従軍慰安婦問題を取り上げた。1回目の番組の終わりで、「先月（00年12月）8日、東京で開かれた『女性国際戦犯法廷』を手がかりに、戦時下の、女性に対する性暴力を考えます」と予告された番組である。

この番組の視聴率は高くなかったが、その後ニュースや話題になった頻度では、同じ時期に放送された他の番組を圧倒したと言っても過言ではない。この時期は森政権の終盤であり、少しさかのぼるとシドニー・オリンピックが開催されていた。放送の直前、米国ではブッシュ政権が、放送3ヵ月後の日本では小泉政権が誕生した。世界を震撼させた9.11同時多発テロは、まだ起きていない。

8年前のほとんどの番組は忘れられ、今日では話題にもならないが、次に見るように、当該番組は現在に至るまで、放送とメディアに関心を寄せる人々のあいだでは途切れることなく議論され、話題となってきた。

### 1. BRC委員会決定と最高裁判決

まず、「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」（以下、「女性法廷」と呼ぶ）を主催し、取材に全面的に協力した団体がNHKと制作会社に対し、番組は当初に説明を受けた内容とは大きく異なっていたとして、「期待権」や「説明責任」をめぐる訴訟を起こした。

つづいて、スタジオのコメンテーターとして出演した在米研究者がBRC（放送と人権等権利に関する委員会）に対し、コメントの重要部分がすべて削除された上、脈絡なく編集され、研究者としての信頼を傷つけられたとして、「人格権侵害」の申し立てを行った。

ひとつの番組をめぐる、取材・制作に密接に協力した側と放送局とが、それぞれ別の角度から2度にわたって公的な場で相争うことは、きわめて異例のことだった。

申し立てを受けたBRCは03年3月、「(NHKは) 申立人の人格権に対する配慮を欠き、放送倫理に違反する結果を招くことになった」との委員会決定を表明した。コメンテーターの発言の趣旨と意図が十分に伝わるような編集が行われず、また本人にそうした編集をしたことの説明もしなかったことなどが問題だった、という判断である(全文は、[http://www.bpo.gr.jp/brc/decision/011-020/020\\_k\\_nhk.html](http://www.bpo.gr.jp/brc/decision/011-020/020_k_nhk.html) を参照。

以下、これを「BRC委員会決定」と呼ぶ)。

他方、7年に及んだ司法の判断は揺れたが、最高裁判所は08年6月、「(何を、どう放送するかは)放送事業者の自律的判断にゆだねられている」「(取材協力者の)期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならない」として、原告の主張を退け、NHKの編集の自由の優位を認める最終的判断を示した。

しかし、当該番組が異例であったのは、こうした申し立てや提訴が行われたことだけではなかった。

## 2. 制作当事者の証言とNHK公式見解

放送から4年が過ぎ、東京高等裁判所での審理がつづいていた04年12月、当該番組の制作現場にいたデスク(放送当時。以下、関係者の肩書きはいずれも当時のもの)が局内のコンプライアンス推進委員会に対し、「与党有力政治家らからの圧力を受けて番組が改編された疑いがある」旨の通報を行った。

やがてこの事実は他の報道機関の知るところとなり、翌年1月には、制作関係者や名指しされた与党有力政治家らも発言を繰り返すなど、大々的な報道が相次いだ。こうした一連の動きには一番組の制作過程に関する疑念のレベルを超えて、公共放送NHKの自主・自律への信頼性を揺るがしかねない問題がはらまれていた。

これを受けてNHKは同年7月、高裁において、当該番組の「編集過程を含む事実関係の詳細」に関する陳述を行い、同日のうちに、「みなさまへの説明責任を果たす」(文書公表に当たっての前文より)として、A4判18ページに及ぶ同趣旨の公式見解をホームページ上に公開した(<http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/news/050720.html>)。以下、これを「説明文書」と呼ぶ)。

NHKはこの陳述および説明文書において、企画立案・制作から放送とその直後までの動きを、ほぼ時系列に沿って説明しながら、改編は番組の「中立性」「公平性」を期すための通常の編集作業であって、「政治的圧力」や「政治家からの指摘」を受けてのことではなかった旨の主張を展開した。

放送局や制作当事者が番組の取材・編集・制作過程の詳細を明らかにし、互いに異なった意見や見解を主張するのは、これまた前代未聞のことであった。こうして当該番組の問題は、放送局からBRCや司法の場へ、さらに視聴者や社会へと波紋を広げていくことになった。